

本市の行政サービスのあり方について

(3) 行政が担うべき公共サービスについて

《目 次》

- I. 第 1 回会議のおさらいについて P 1
- II. 今回の審議事項について P 3
 - 1. 守備範囲の見直しをするための着眼点について
 - 2. 着眼点の活用方法について (行政サービス見直しフローの作成)
- III. 今後のスケジュール (案) について P 5

平成 28 年度

市川市市政戦略会議

1. 第1回会議のおさらいについて

諮問事項

◆本市の行政サービスのあり方について

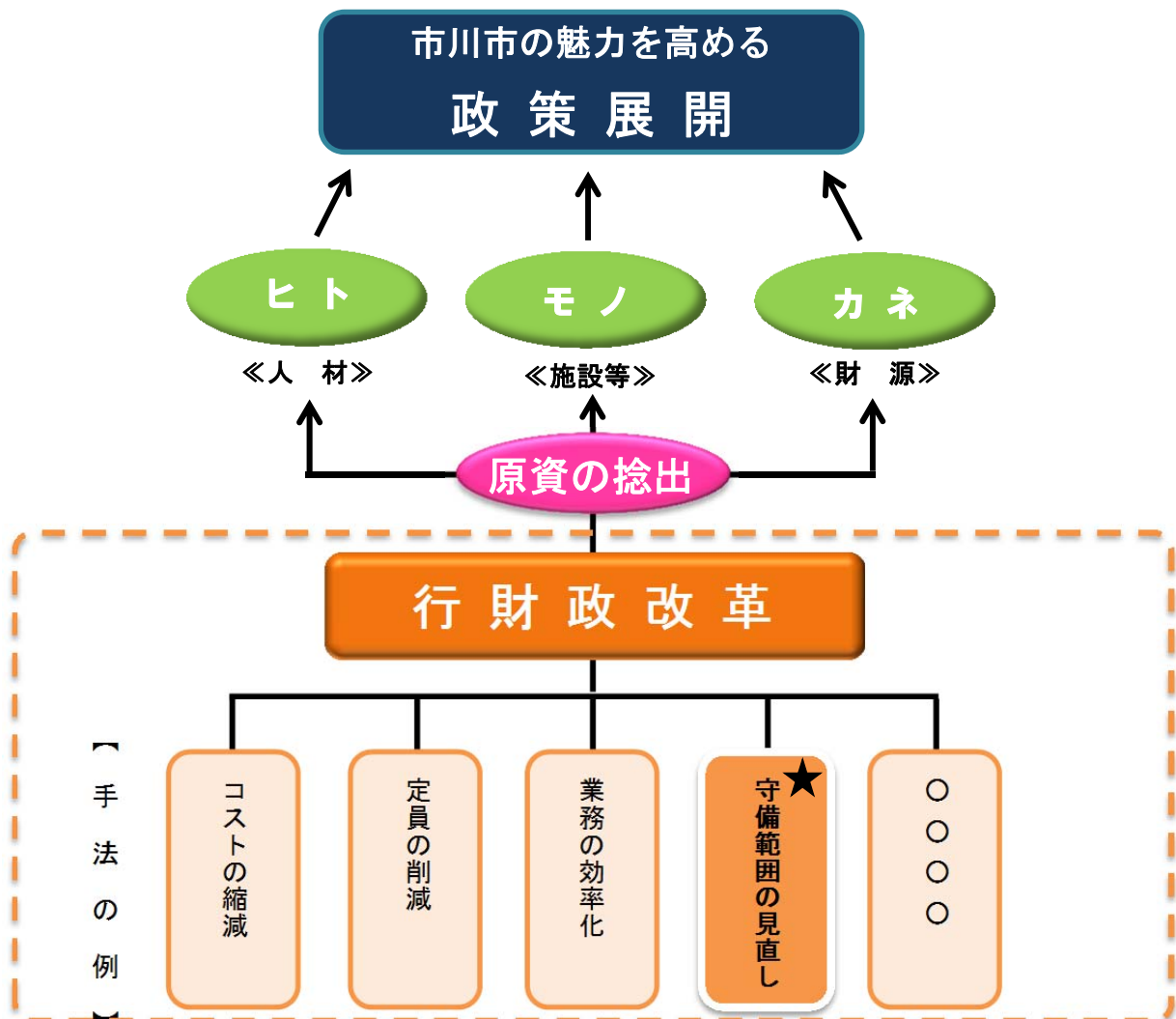
(3) 行政が担うべき公共サービスについて [平成28年3月～平成28年8月(予定)]

前回の会議概要

人口構成の変化や厳しい財政状況下においても、福祉や防災といった基礎的な行政サービスについては、今後とも現行水準以上を維持していかなければならない。一方、多様化・高度化する社会ニーズや老朽化の進む公共施設等の維持更新など、新しい行政課題に対しても適切に対応していく必要がある。

こうした状況を踏まえ、前回までの審議では、行政サービス全般について、市のみが担い手となり、これまでと同様の手法を進めていくことは困難であるため、これからの、未来の行政サービスについては、民間に任せられることは民間に任せるという発想のもと、柔軟にその守備範囲を見直すべしとする提言があった。

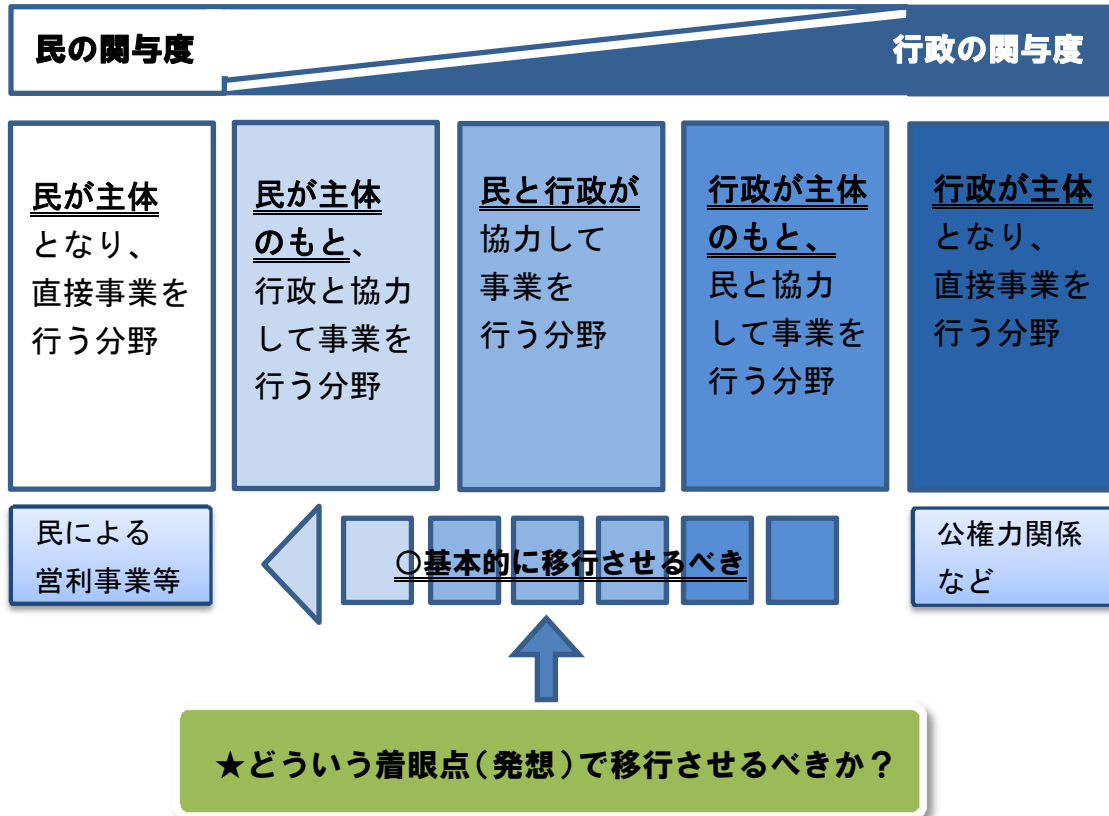
◆審議事項の位置付けの確認



◆ 守備範囲の見直しについて

守備範囲の見直しに関するイメージ図

前回までの審議を受け、「守備範囲の見直し」に関するイメージを以下のとおり図式化した。



前回会議で提案された主な例

前提：民間に任せられることは民間に！

- もともと民間で行われていたものは行政は行わない！
- 自己採算化できるものは行政は行わない！
- ハコモノ（施設）で、民間に類似施設がある場合は行政はやめる！
- 私的サービス（受益者が極めて少ないサービス）はやめる！ など

た だ し ！

◎「縮小ありき」で守備範囲を見直さないこと

◎「1年休止する」などの工夫をしてみることに

II. 今回の審議事項について

審議事項

1. 守備範囲を見直すための着眼点について
2. 着眼点の活用方法について（行政サービス見直しフローの作成）

審議事項 1：守備範囲を見直すための着眼点について

前ページのイメージ図のとおり、守備範囲の見直しについては、「民に任せられるものは民に」という前提のもと、各事業に対して行政の関与度をできるだけ弱める方向で見直すべきとの意見が大勢を占めた。行政の関与度を弱める手法としては、業務委託、施設の民営化、事業の廃止、民との協働などが主だった例であるが、こうした取り組みを具体的に進めるにあたっての発想や着眼点をいただきたいと考える。

この発想・着眼点をいただくにあたり、その審議の足掛かりとして、これまでに廃止及び民営化した事業・施設（資料 2）を列記した。各事業・施設の廃止と民営化の理由をご審議いただき、追加すべき理由（発想・着眼点）等がないかについて、ご提案をいただきたい。

資料 2 「これまでに廃止及び民営化した事業・施設の事例（資料 2）」へ

資料 2 の「理由」からの抜粋（着眼点）

ニーズの縮小

市民ニーズに合致しない行政サービスを提供しており、利用者数が少ない。 など

社会環境の変化

社会環境の変化により、行政が主体となる必要性が失われていたり、減少したりしている。 など

民間事業者の成熟

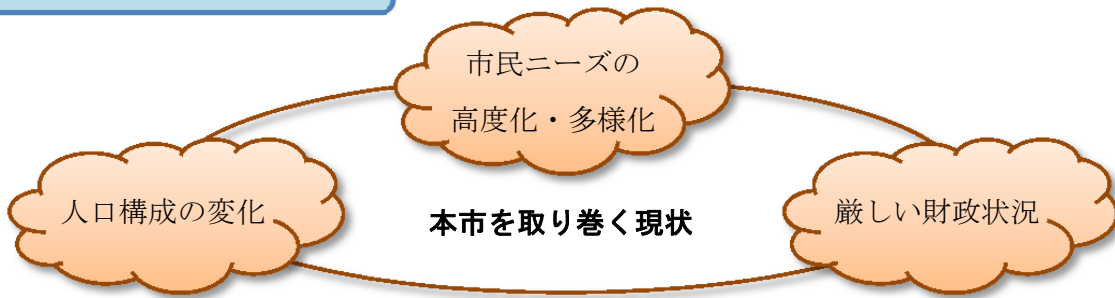
民によって、同種のサービスが提供されていて、行政が実施主体から撤退しても十分なサービスの量や質が継続して確保される。 など

コストの縮減

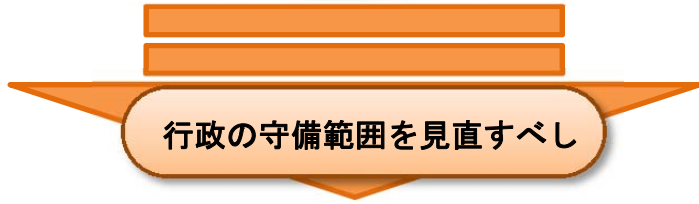
コストに見合う行政サービスを提供することができていない。 など

★ご提案いただきたいところ

着眼点に関するまとめ



未来の行政サービス



- ニーズの縮小
 - 民間事業者の成熟
 -
 - 社会環境の変化
 - コストの縮減
- ★3 ページで提案された追加事項

た だ し ! 「縮小ありき」で守備範囲を見直さないこと

- ◎ 市民や利用者等の利害関係者に対する情報の提供、意見聴取など、廃止に対する十分な理解を得るように努める必要がある。
- ◎ 廃止ではなく、“休止”することで、市民や利用者等に与える影響を検証するなど工夫する必要がある。
- ◎ → ★3 ページで提案された追加事項

<参考> これまでいただいたご意見の例

◆行政が関与すべき行政サービスとは？

- 法律で実施が義務付けられているもの
- 許認可・監督処分等の公権力を行使するもの
- まちの魅力を向上させる施策などの企画立案・意思決定に関するもの
- 公正性・公平性の確保、個人情報保護のために実施すべきもの
- 市民の生命・経済的に弱い市民を対象に生活の安定を支援するもの

◆行政が関与すべきでない行政サービスとは？

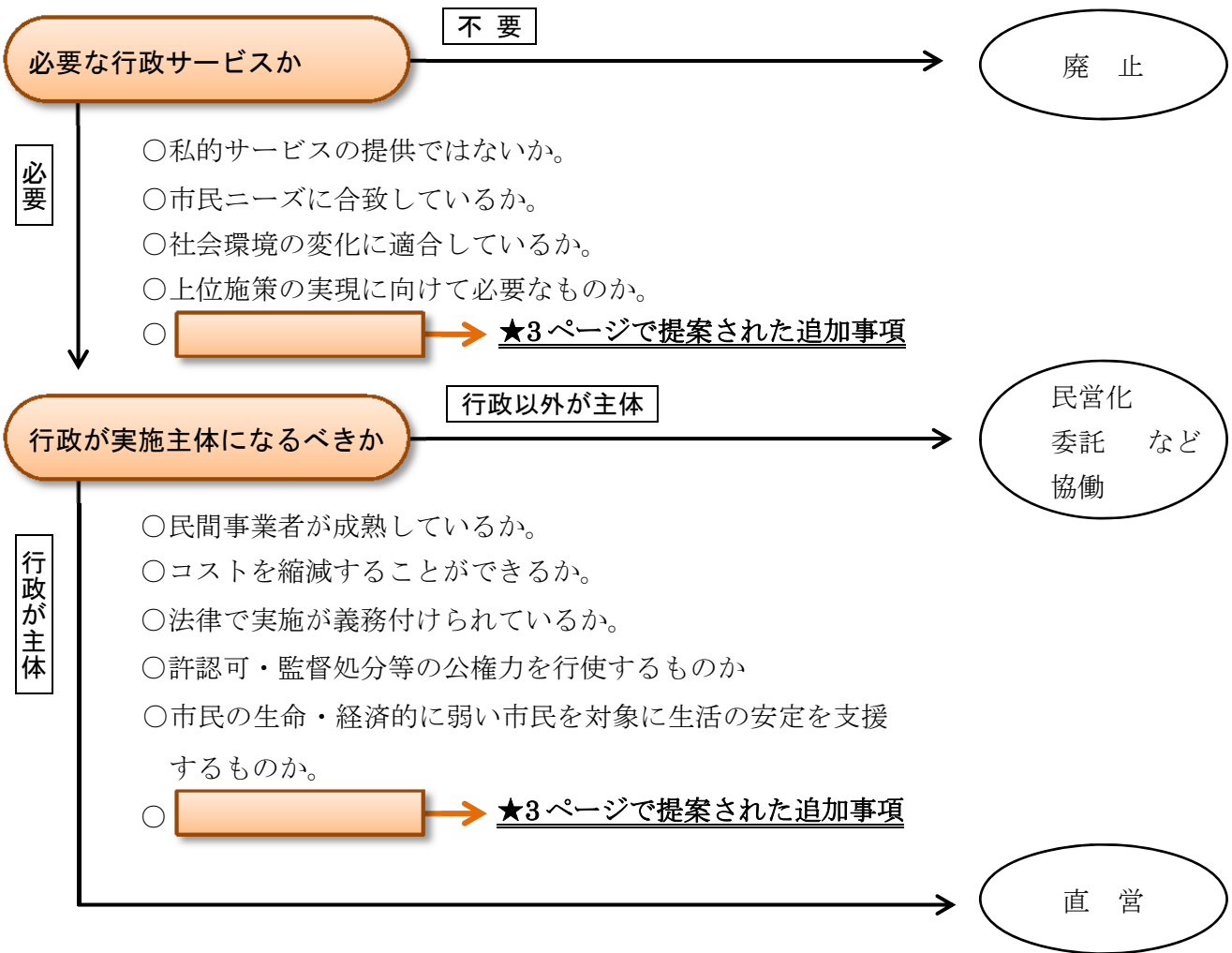
- 民によって、同種のサービスが提供されているもの
- 特定の利用者を対象とした私的なもの
- 定型反復的なもの

審議事項 2 : 着眼点の活用方法について (行政サービス見直しフローの作成)

これまでにいただいた意見を踏まえ、未来の行政サービスの守備範囲を見直すための「着眼点」をどのように活用すべきかご審議していただきたい。

そこで、「着眼点」を活用する例として、下図のとおり示すものであるが、この例のとおり活用すべきか、あるいは他に活用する方法はあるかなどご意見をいただきたい。

活用例



Ⅲ. 今後のスケジュール (案)

- ・【第3回】 平成28年7月26日(火) : 諮問事項の審議
- ・【第4回】 平成28年8月23日(火) : 答申(案)の審議
- ・【答申】 平成28年9月○日(○) : 答申